

魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和3年1月8日（金）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

総会の種類	定例総会				
1. 総会の期日	令和3年1月8日(金)				
2. 総会の場所	魚津市役所第一会議室				
3. 農業委員の定数	14名				
4. 総会に出席した農業委員の数	10名				
会長(議長)	14番	杉山	篤勇		
会長職務代理者	11番	北田	直喜		
委員	2番	小坂	義則	3番	宮坂 博一
	4番	米澤	陽一	5番	住田 賀津彦
	7番	大崎	章博	8番	金坂 隆男
	9番	高橋	順子	12番	谷越 彦茂
5. 総会に欠席した農業委員の数	4名				
	1番	稗苗	史絵	6番	關口 卓司
	10番	松田	治之	13番	石坂 誠一
6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数	0名				
7. 議事録署名委員					
	2番	小坂	義則	3番	宮坂 博一
8. 総会に出席した職員					
	事務局長	山本	浩司	庶務係長	明石 主計
	主任	井口	健太郎	主事	岡崎 哲也
	主事	横田	悠介		

【開 会：午後1時30分】

議長： それではただ今から令和2年度1月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中10名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、2番小坂委員、3番宮坂委員にお願いいたします。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

議案書2ページ目をご覧ください。

今月の申請は1件3筆で西布施地区です。面積合計は2,990㎡で

す。

それでは3ページをご覧ください。今回の案件は裁判所の競売に係るものになります。令和2年4月総会で審議され、令和2年4月6日付けで買受適格者証明が発行されております。総括表を読み上げてご説明いたします。

【議案第1号 議案書をもとに朗読】

今回の申請は、農地法による各要件を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われま

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

8番： 買受人は他に農地を所有しているのでしょうか。

事務局： 所有しております。面積は153㎡です。経営面積の多くは借受となっております。

議長： その他に意見はありませんか。

議長： 特に意見が無いようならば、申請通り許可決定ということでよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第1号は許可決定いたします。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

5ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は1件ございます。転用別及び地区別の内訳は議案書の表のとおりです。

それでは6ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第2号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

なお、地区担当委員の関口委員が欠席ということで、事前に当該案件について、問題ない旨を承っておりますのでご報告いたします。

議長： 5条の案件について、委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「無し」の声あり)

議長： それでは申請通り意見決定してよろしいですか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第2号は意見決定いたします。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について説明いたします。魚津市長より令和2年12月23日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

8ページからが一覧表になります。

今月の案件は5件、15筆、合計面積が11,398㎡です。受付番号1番は新規、その他は契約期間終了による再設定です。

以上の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長： 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

議長： 特に無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第3号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

- 事務局：・農振除外（令和2年11月受付分）について
- ・非農地通知について（令和2年12月分）
 - ・人・農地プラン実質化地区説明会について
 - ・農業者年金制度の解説・加入推進について
 - ・第12回富山県農業者新春交歓会について
 - ・農地利用最適化業務活動日誌の作成、提出について
 - ・「ほおぼる幸せ 富山米」生産促進大会について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後3時00分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第1号 受付番号1番
(所有権移転)

願出者		作成者 岡崎 哲也
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	願出者の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人報告を確認した結果、願出者は農地所有適格法人の要件を満たしている。	しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	願出者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	願出者が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	<ul style="list-style-type: none">本件は競売農地を耕作目的で取得するものであり、申請者が買受適格者であることが令和2年4月総会にて承認されている。周辺農地は水稲が耕作されており、また、地区内の大部分の農地は申請者により耕作されている。落札後は水稲を耕作し、農薬等の使用も地域の基準に従うため、本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。	しない

【別添】

農地法第5条調査書

議案第2号 受付番号1番
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満（4ha）の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性勘案の必要なし（集落接続）です。	
転用目的	借受人は父の所有する農地を家族と共に管理していくため、実家と同地区内に農家住宅を建築する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら違反転用していましたが、その旨を反省した始末書を添付されています。住宅建築に係る必要な資金については、全額借入金でまかなう計画で、融資事前審査回答書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、農家住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅の建築が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	申請地の周囲にはコンクリート擁壁を設置し、隣接農地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は集落の農業排水施設へ接続し、雨水は近くの水路へ放流する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

